鳥取県告示第 192 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

田原谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 12 号を結んだ直線に囲まれた区域

土	地	標	柱
鳥取市青谷町田原谷字大田 559		1号	
鳥取市青谷町田原谷字清水平 397		2号	
鳥取市青谷町田原谷字清水平 410		3 号	
鳥取市青谷町田原谷字清水平 416		4号	
鳥取市青谷町日	田原谷字清水平 418	5号	
鳥取市青谷町紙屋字尾花 537		6号	
鳥取市青谷町田原谷字御堂垣 154-8		7号	
鳥取市青谷町田原谷字東村内 147-1		8号	
鳥取市青谷町日	田原谷字東村内 119 地先道路敷	9号	
鳥取市青谷町日	田原谷字東村内 93	10 号	
鳥取市青谷町田原谷字大田80-5		11 号	
鳥取市青谷町田原谷字大田 70-1		12 号	